

## 春日井市社会福祉事務所嘱託医設置要綱

### (設置)

第1条 医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）及び介護扶助運営要領（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、春日井市社会福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に一般嘱託医、精神科嘱託医及び歯科嘱託医（以下「嘱託医」という。）を置く。

### (職務)

第2条 嘱託医は、福祉事務所の査察指導員又は地区担当員からの要請に基づき、次の事項について、専門的判断及び必要な助言指導を行うものとする。

- (1) 医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容
- (2) 要保護者についての調査、指導又は検診（精神科嘱託医を除く。）
- (3) 診療報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の内容（精神科嘱託医を除く。）
- (4) 40歳以上65歳未満の要保護者が特定疾病に該当するか否かの判断（精神科嘱託医を除く。）
- (5) 長期入院患者の介護扶助への移行の適否についての療養上の検討（精神科嘱託医を除く。）
- (6) その他医療扶助及び介護扶助並びにこれら以外の扶助に関する医学的判断（精神科嘱託医を除く。）

### (委嘱の基準)

第3条 嘱託医は、人格識見高く、生活保護制度について理解ある医師のうちから次に掲げる基準に該当するものを委嘱する。

- (1) 主たる診療科目が内科であって、一般医療に精通し、精神病についての学識経験を有すること（一般嘱託医に限る。）
- (2) 主たる診療科目が精神科、神経科又は心療内科であり、学識経験を有すること（精神科嘱託医に限る。）
- (3) 主たる診療科目が歯科であって、歯科医療に精通し、学識経験を有すること（歯科嘱託医に限る。）
- (4) 医師としての医療従事年数が10年以上であること。
- (5) 社会保険各法及び生活保護法に基づく診療件数が比較的多く、かつ、適正にその診療を行っている医療機関に従事していること。

### (任期)

第4条 嘱託医の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 嘱託医が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

### (勤務条件)

第5条 嘱託医の勤務日数は、1か月あたり4日以内とする。

### (報償費)

第6条 報償費の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。